

現場代理人常駐義務にかかる工事請負契約制度の運用変更について

南国市建設工事請負契約制度について、令和5年6月以降、現場代理人の兼務に関する運用変更を適用しているところですが、この度、令和7年4月1日以降の公告及び指名通知分より当分の間、次のとおり運用変更を適用いたします。（二重下線部分が変更箇所です。）

現場代理人の兼務について

以下の5つの場合において、常駐義務の緩和を行う。

- ① 請負対象金額（税込。以下同じ。）4,500 万円未満の災害復旧工事（緊急発注工事を含む。）を複数受注した場合。
- ② 請負対象金額 200 万円未満の工事を複数受注した場合。
- ③ 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約により受注した場合。
（ただし、南国市発注の工事に限る。）
- ④ 施工中の工事に隣接し、かつ、関連性のある別の工事を受注した場合。
- ⑤ 請負対象金額 200 万円以上の工事で、1,000 万円未満の工事については3件、1,000 万円以上 4,500 万円未満の工事を含む場合については2件を限度に兼務をすることができる。他の機関の発注による工事も兼務の対象とするが、兼務となる工事の施工場所は南国市内に限るものとし、現場代理人が兼務となる旨の承諾をあらかじめ当該発注機関から得ておかなければならない。

なお、兼務をする場合は、監督職員の承諾を得たうえで様式「現場代理人の兼務の届出について」を提出すること。また、施工管理体制に支障があると認められる場合は、兼務の解消を求めることがある。